

報告第11号～第14号

平成29年8月29日

専決処分の報告について
健全化判断比率の報告について
資金不足比率の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 11 号	専決処分の報告について	1
報告第 12 号	専決処分の報告について	3
報告第 13 号	健全化判断比率の報告について	5
報告第 14 号	資金不足比率の報告について	6

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年8月29日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年8月29日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

健全化判断比率の報告について

健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成29年8月29日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	5.1	13.9
(11.54)	(16.54)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 鈴鹿市の早期健全化基準を括弧内に記載

(財政健全化審査意見書 別冊)

資金不足比率の報告について

資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成29年8月29日提出

鈴鹿市長 末松 則子

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備 考
鈴鹿市水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「令」という。）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
鈴鹿市下水道事業会計（公共下水道事業）	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
鈴鹿市下水道事業会計（農業集落排水事業）	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載

（経営健全化審査意見書 別冊）